

## 洗濯等業務委託契約書（案）

福島県ふたば医療センター附属病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、福島県ふたば医療センター附属病院の洗濯等業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託の内容）

- 第1条** 甲は、健康保険法に基づく寝具類等の設備、消毒、洗濯、補修及びカーテン類の賃貸借業務について、乙に委託するものとし、乙は甲の指示に従って善良な委託契約を履行するものとする。
- 2 乙が設備を要する1日あたりの寝具類等の数量及び仕様は、仕様書別紙1「寝具設備仕様書」及び仕様書別紙2「カーテン仕様書」のとおりとする。
- 3 前条に規定する数量は、病院の必要に応じ甲と協議のうえ変更することができるものとする。

（契約期間）

- 第2条** 契約期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（納期及び供給場所）

- 第3条** 寝具類等の納期及び供給場所は次のとおりとする。
- (1) 納期は甲が別に指定する日。
- (2) 供給場所は、病院内指定の場所とする。

（寝具類等の検査）

- 第4条** 乙は、寝具類を供給する場合は、その都度甲の検査を受けなければならない。甲は、検査で不合格品であった場合は、すみやかに乙に通知するものとする。
- 2 乙は、前項による不合格の通知を受けた場合は、当該不合格品をすみやかに処理し、甲の検査を受けなければならない。

（委託料）

- 第5条** 寝具類等の単価は、別紙1のとおりとし、乙は1月分を取りまとめて翌月以降に、甲に請求することができる。
- 2 乙は、前項の合計金額に消費税及び地方消費税の額を加算して請求するものとする。なお、請求金額に円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 甲は、請求書を受領した日から30日以内に、乙に支払うものとする。

（遅延利息）

- 第6条** 甲は乙の責めに帰すべき事由により、乙が甲の指示する期限までに供給を完了しないときは、その供給すべき物品数に第5条第1項に定める委託料を乗じた金額について年2.5%の割合で計算した金額（金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の遅延利息を乙に請求することができるものとする。

（洗濯施設の衛生基準）

- 第7条** 乙は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1並びに平成11年5月10日付け健政発第572号厚生省健康政策局課長通知に定める衛生基準に従い寝具類等を適正に処理しなければならない。
- 2 乙は、自己の従業員に対し、定期的に業務上必要な教育及び訓練を行い、また、乙の従業員が関係法令その他に違反することがないように十分に注意する。また、業務上必要な教育及び訓練を実施した場合は、すみやかにその内容等を甲に報告しなければならない。

（洗濯施設・設備の検査等）

- 第8条** 乙は、寝具類等の洗濯にかかる施設、設備及び方法については甲の指示を受け、また、その検査に応じなければならない。

(善管注意義務)

**第9条** 甲は、乙が供給した物品について、病院における善良な管理をしなければならない。

(洗濯等の基準及び追加洗濯)

**第10条** 乙は、必要の都度、寝具類等の消毒、洗濯及び補修等を行い衛生的な寝具類等を供給するものとし、洗濯は原則として次の基準によるものとする。(ただし、病毒感染の危険があるものを除く)

- (1) シーツ、枕カバー、包布、防水シーツは、1週間につき1回とする。
- (2) 掛布団、肌掛布団、枕、ベッドパットは、年1回生地洗濯、補修及び仕立て直しを行うこととする。それぞれ仕様書別紙1「寝具設備仕様書」にて定めた数量を超過する分については、別紙1の単価にて洗濯補修等を行うものとする。

(契約の解除)

**第11条** 甲は、次の各号に掲げる場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が法令及びこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙が契約を履行しないとき、または甲が乙に履行の見込みがないと認めたとき。
- (3) 乙が契約の解除を請求し、その事由が正当と甲が認めたとき。
- (4) 契約について、乙の不正の事実を発見したとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により甲が契約を解除した場合は、乙は月の初日から業務終了時までの委託業務にかかる委託料の請求はできないものとする。
- 3 甲が本契約の条項に違反して契約の履行が不能になったときは、乙は、本契約を解除することができる。
- 4 前項の規定により乙が契約を解除した場合は、乙は月の初日から業務終了時までの委託業務にかかる委託料を請求できるものとする。

(談合等その他不正行為による契約の解除)

**第12条** 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第11に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額

を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(違約金)

**第13条** 乙は、第11条第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、委託料の額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

**第14条** 甲が第11条第1項の規定による契約解除により損害を受けたときは、乙はその損害額を甲に支払わなければならない。

2 前項の規定は、第11条第3項の規定により乙が損害を受けた場合に準用する。

(天変地変等による寝具等設備の業務の代行)

**第15条** 寝具等設備賃貸借に関しては、乙が業務を履行できなくなった場合の補償のため、あらかじめ代行者丙を定める。乙の申し出にともない甲が業務委託の代行の必要性を認めた場合、丙が代行して業務を履行する。その場合も、丙は乙に変わって各契約条項を遵守するとともに乙の業務も免責されるものではない。

(契約外の条項)

**第16条** この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

**第17条** 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として本書3通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 住 所 双葉郡富岡町大字本岡字王塚817番地の1  
氏 名 福島県ふたば医療センター附属病院  
代表者 院長 谷川 攻一

乙 住 所  
氏 名  
代表者

丙 住 所  
氏 名  
代表者

## 寝具等設備業務代行保証に関する細則

- 1 保証の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。
- 2 業務代行の開始  
受託者が業務を履行できなくなったことを確認したとき。
- 3 業務代行の範囲  
(1) 病院と受託者との間の契約対象である寝具類等の設備、消毒、洗濯及び補修等  
  
(2) (1)に伴う搬入、引取業務
- 4 業務代行期間中の料金の支払  
病院は、業務代行期間中の料金の支払いは、代行者の立合いのうえ、受託者に支払う。

## 別紙 1 寝具類等単価

契約品目	単価（円）
看護上衣等洗濯	
ズボン洗濯	
診察衣洗濯	
術衣洗濯	
手術衣ワンピース洗濯	
検診衣	
体位交換用枕（本体・丸クッション）	
体位交換用枕カバー	
バナナターン本体（S）	
バナナターン本体（M）	
バナナターン本体（L）	
バナナターンカバー	
フドー手袋	
抑制体	
タクティカルジャケット	
タクティカルスラックス	
ジャージ上着	

ジャージズボン	
毛布	
D M A T ジャンパー (ジャンパー)	
D M A T ズボン	
帽子	
T シャツ	
救急関係寝具賃貸借 (1日1組) (23組分 別紙仕様書参照)	
在宅復帰関係寝具賃貸借 (1日1組) (7組分 別紙仕様書参照)	
当直用寝具賃貸借 (1日1組) (6組分 別紙仕様書参照)	
掛布団洗濯 (洗濯単価1枚当たり) ※別紙仕様書の寝具類の洗濯・補修等の基準を超えた場合	
肌掛布団洗濯 (洗濯単価1枚当たり) ※別紙仕様書の寝具類の洗濯・補修等の基準を超えた場合	
枕洗濯 (洗濯単価1枚当たり) ※別紙仕様書の寝具類の洗濯・補修等の基準を超えた場合	
ベッドパット洗濯 (洗濯単価1枚当たり) ※別紙仕様書の寝具類の洗濯・補修等の基準を超えた場合	
包布洗濯 (洗濯単価1枚当たり) ※別紙仕様書の寝具類の洗濯・補修等の基準を超えた場合	
シーツ洗濯 (A・フィットシーツ) (洗濯単価1枚当たり) ※別紙仕様書の寝具類の洗濯・補修等の基準を超えた場合	
シーツ洗濯 (敷布) (洗濯単価1枚当たり) ※別紙仕様書の寝具類の洗濯・補修等の基準を超えた場合	
枕カバー洗濯 (洗濯単価1枚当たり) ※別紙仕様書の寝具類の洗濯・補修等の基準を超えた場合	
防水シーツ洗濯 (洗濯単価1枚当たり) ※別紙仕様書の寝具類の洗濯・補修等の基準を超えた場合	
清拭タオル賃貸借 (1枚当たり)	

バスタオル賃貸借 (1枚当たり)	
バスマット賃貸借 (1枚当たり)	
タオルケット賃貸借 (1枚当たり)	
カーテンメンテナンス付賃貸借 (別紙仕様書参照)	
レースカーテンメンテナンス付賃貸借 (別紙仕様書参照)	